

規 則

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

1 行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号。次項において「条例」という。）第三条第三項の規則で定める額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十号）第一項の規定の例による額とする。

2 条例第三条第三項ただし書の規則で定める場合は、職員の旅費支給規則（昭和三十七年埼玉県規則第三十六号）第十一条第二項（第二号を除く。）の規定の例により認める場合とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。